令和8年(2026年)

秋の火災予防運動実施要綱

伊丹市マスコット

たみまる

【実施期間】

令和8年11月9日(月)から令和8年11月15日(日)までの７日間

【目的】

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的として実施します。

【統一標語】

全国統一標語　　**『 火の確認　いい日を支える　いい習慣 』**

阪神地区統一標語　**『 火災から人命を守ろう 』**

【重点推進項目】

1　住宅防火対策の推進　　2　地震火災対策の推進

【推進項目】

1　防火対象物等における防火安全対策の徹底

2　製品火災の発生防止に向けた取組みの推進

3　乾燥時及び強風時の火災発生に対する警戒の強化

4　放火火災防止対策の推進

5　多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

【推進機関・協力団体】

伊丹市消防局・伊丹市東消防署・伊丹市西消防署

伊丹市消防団・伊丹防火安全協会

【重点推進項目等に基づく主な推進事項】

(1)住宅防火対策を推進するために

ア 住宅用火災警報器の設置を促進し、適切な維持管理の重要性について周知します。

イ 増加する電気火災やリチウムイオン電池に起因する火災を防止するため注意喚起を実施します。

ウ 住宅火災による死者数の多くを占めるたばこ火災の危険性について周知を図ります。

エ 安全装置付きの調理器具や火気使用器具、住宅用消火器等の普及促進を図ります。

オ 出火防止や延焼拡大防止対策として防災物品や防災製品の普及促進を図ります。

(2)地震火災対策を推進するために

家具転倒防止対策や住宅用消火器の設置と併せて、感震ブレーカーの普及促進を図ります。

(3)防火対象物等における防火安全対策を徹底するために

ア 計画的に防火対象物への立入検査を実施し、法令違反に対しては早期の是正指導を推進します。

イ 防火対象物の用途に応じた防火安全対策の徹底について指導します。

(4)製品火災の発生防止に向けた取組を推進するために

火災の原因となることが多い身近な電化製品等について、適切な使用や維持管理を呼び掛けます。

(5)乾燥時及び強風時の火災発生防止対策を推進するために

乾燥時及び強風時には、消防車両による巡回広報等を実施する等、警戒を強化します。

(6)放火火災防止対策を推進するために

屋外に可燃物を放置しないことや、自動車等のボディカバーに防炎品を使用するなど、効果的な放火火災対策について広報し、放火されない環境づくりを推進します。

(7)多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等を徹底するために

ガソリン等の貯蔵取扱いや火気器具の取扱いについて必要な火災予防指導等を実施します。

【実施事項】

消防局で実施する主な事項

◎ **消防ニュース・消防だより・火災予防運動実施要綱の発行**
◎ **「広報伊丹」「ホームページ」「SNS」等を活用した火災予防広報**
◎ **伊丹大使とコラボした火災予防広報**
◎ **市内施設・事業所等への防火ポスターの配布・掲出**
◎ **防火フェアの実施**
　日時:11月14日(土)10時00分から12時00分まで
　場所:イオンモール伊丹昆陽　1階緑の広場及び屋外駐車場内(雨天時、屋内のみ)
◎ **市内小学生から募集した防火ポスター入選作品の展示**
　期間:11月7日(土)から11月15日(日)まで
　場所:伊丹市立図書館「ことば蔵」1階交流フロア
　※10日(火)から15日(日)までイオンモール伊丹昆陽1階緑の広場にレプリカを展示

消防署で実施する主な事項

◎ **高齢者宅等を対象とした住宅防火訪問**
◎ **住宅用火災警報器の設置調査及び設置・維持管理広報**
◎ **広報車等による巡回予防広報**
◎ **防火ポスター・懸垂幕・横断幕・防火旗・マグネットシートの掲出**
◎ **火災予防上重要な防火対象物への立入検査**

消防団で実施する主な事項

◎ 巡回パトロール(火災予防運動週間中に実施)
◎ 分団車庫掲示板等への防火ポスター・防火旗又はマグネットシートの掲出
◎ 消防局、消防署の行う行事への参加

【依頼事項】

事業所への依頼事項

◎ **火災予防思想の普及・啓発**
・防火ポスター、立て看板、懸垂幕等の掲出
・社内広報や放送設備等を活用した防火広報の実施

(放送文例)

ただいま、秋の火災予防運動が行われています。この時期は、空気が乾燥して火災が起こりやすくなっています。火の取扱いには十分注意してください。

◎ **防火安全対策**
・避難施設等及び消防設備等の維持管理の徹底
・放火火災防止対策の徹底
・消火訓練、通報訓練、避難訓練の実施
・火気使用設備・器具類の点検整備と安全管理の徹底
・危険物及び毒・劇物類の安全管理の徹底

自治会等(家庭や地域)への依頼事項

◎ **火災予防広報**
・防火ポスターの掲出
・「消防だより」の回覧
◎ 「**住宅防火　いのちを守る　10のポイント**」の励行

住宅防火　いのちを守る　10のポイント

4つの習慣

① **寝たばこ**は絶対にしない、させない。
② **ストーブ**の周りに燃えやすいものを置かない。
③ **こんろ**を使うときは火のそばを離れない。
④ **コンセント**はほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

6つの対策

① 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は**安全装置**の付いた機器を使用する。
② 火災の早期発見のために、**住宅用火災警報器**を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
③ 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは**防炎品**を使用する。
④ 火災を小さいうちに消すために、**消火器等**を設置し、使い方を確認しておく。
⑤ お年寄りや身体の不自由な人は、**避難経路と避難方法**を常に確保し、備えておく。
⑥ 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、**地域ぐるみの防火対策**を行う。

【令和8年上半期火災救急救助概要】

（速報値）

1 出火件数　23件

建物火災	12件
車両火災	1件
その他火災	10件

損害額及び焼損面積

損害額	21,315千円
焼損床面積	192㎡

焼損棟数　16棟

全　焼	1棟
半　焼	0棟
部分焼	5棟
ぼ　や	10棟

死傷者　0名

死　者	0名
負傷者	0名

主な出火原因

放　火	7件
たばこ	3件

り災世帯・り災人員

10世帯 ・ 19名

2 救急出動件数　6,070件

急　病	3,952件
一般負傷	1,083件
転院搬送	497件

搬送人員　5,556名

死　亡	24名
重　症	227名
中等症	2,387名
軽　症	2,918名

3 救助出動件数　104件

建物等による事故	43件
交　通	4件
火　災	3件
機械による事故	1件
その他	53件

防火等の相談は、お近くの消防機関へ

消　防　局(代　表)783－0123
（FAX)783－4999
予　防　課(直　通)783－0799
（FAX)783－4999

※災害情報 772－1191

東消防署　772－0119 （ＦＡＸ）　772－5119	西消防署　783－0124 （ＦＡＸ）　783－4986
神津出張所　773－0119(FAX 併用)	池尻出張所　778－0119(FAX 併用)
南野出張所　784－0119(FAX 併用)	荒牧出張所　781－0119(FAX 併用)

8　消 805－2－050 A4